



平成 30 年 5 月 24 日

各 位

上場会社名	株式会社ジーダット
代表者	代表取締役社長 執行役員 河内 一往
(コード番号	3841)
問合せ先責任者	取締役 執行役員 経営管理本部長 太田 裕彦
(TEL	03-6262-8400)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 24 日の取締役会において、下記の通り、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 20 日開催予定の第 16 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の業務執行取締役（以下「対象取締役」といいます。）に、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、当社普通株式を用いた譲渡制限付株式を付与する報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度においては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬額は、平成 18 年 6 月 27 日開催の第 4 期定時株主総会において、年額 1 億 40 百万円以内とご承認をいただいておりますが、本株主総会では本制度を新たに導入し、上記の報酬額とは別枠で、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を新たに設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 20 百万円以内といたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により当社が発行又は処分する当社の普通株式の総数は年 1 万株以内といたします。なお、本株主総会の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分する当社の普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該総数を合理的に調整することができるものといたします。また、当該発行又は処分をされる当社の普通株式の 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における、東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において取締役会において決定されます。

(2) 譲渡制限付株式割当契約の内容

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間において、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本割当株式」といいます。）。

① 譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当株式の払込期日より 1 年間から 3 年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

② 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、任期満了、定年、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

③ 業績達成による譲渡制限の解除

上記①の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人のいずれかの地位にあり、かつ、対象となる事業年度ごとに当社の取締役会が予め設定した経営指標を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記②に定めるいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の譲渡制限期間が満了した時点又は上記により譲渡制限期間が満了する前に本割当株式につき譲渡制限が解除された時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

④ 組織再編における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会決議（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会決議による承認を要さない場合においては、当社の取締役会決議）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤ その他

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改訂の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

当該株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役がいちよし証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上